

2020年度 事業計画書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

一般財団法人 **日本食品検査**

2020 年度 事業計画

1 事業活動の基本方針

「総合食品検査機関」として「正確な試験」と「信頼される検査」を遂行することにより、食品産業の健全な発展に貢献すると共に、食の安全及び食品衛生の向上等公共の福祉に寄与する。

2 2020 年度 重点事項

上記の基本方針を、2020 年度事業では、次の 5 項目を重点事項として実施する。

- (1) 検査・試験の多様化するニーズに応えるため、サービスの新規開発とリニューアルスピードを早め、総合力を活かした質の高いサービスを提供する。
- (2) フリーダイヤル及びホームページをはじめとして依頼者向窓口を広く開放し、本部及び各拠点検査所との連携を強化して、全国同一のサービス展開を図る。
- (3) HACCP の制度化、食品の輸出促進など広域的なニーズに対応するため、全国に配置した豊富な経験と知識を有する検査員を活用し、また他機関との業務提携を推進して国が進める事業に貢献する。
- (4) 品質保証（JFIC-QA、QAI）活動の推進を図り、「正確な試験」と「信頼される検査」を行う。
- (5) サービスの向上とともに働き方改革にも対応するため、IT 化を積極的に進め業務の効率化を図ると共に人材育成にも努める。

3 2020 年度 事業別実施計画

(1) 検査事業

1) 輸出検査事業

農林水産物・食品輸出促進法の施行に伴い、インドネシア、ナイジェリア、ブラジル向け輸出水産食品の検査及び輸出証明書発行については、4 月以降、国も実施することとなるが、引き続きこれら 3 か国及びロシア、オーストラリア、ウクライナ向け輸出水産食品の検査および衛生証明書発行に対応する。

国による輸出水産食品の検査及び輸出証明書発行の実施に伴い、「輸出施設等調査及び証明書発行機関向け研修会の開催」の委託事業を実施することにより、農林水産物の輸出促進に貢献する。

その他の輸出先国についても関係省庁の要請に応じて積極的に対応する。

また、中国向け、EU 向け等、輸出検査に伴う試験等の業務についても、輸入国当局と連携を密にして食品輸出の促進に貢献する。

2) 冷凍食品検査事業

（一社）日本冷凍食品協会の委託を受けて、認定工場（2020 年 2 月現在 368 工場）に対して定期検査、工場指導、認定及び更新調査等の他、改正食品衛生法により 2021 年 6 月までには、冷凍食品事業者は「HACCP に基づく衛生管理」が求められるため、定期検査、工場指導等で HACCP 関連項目について確認・指導を行い品質管理のレベルアップを図る。

加えて、特別支援業務（微生物試験室指導、官能検査指導、会員非認定工場に対する HACCP システム構築支援・品質保証支援、拭取り検査支援等）を実施し、特に会員非認定工場に対する支援を積極的に実施し、新規冷凍食品認定工場増加に寄与する。

3) 衛生管理検査事業

外食産業、コンビニエンスストア、大型小売店等及び流通業界において、HACCPの制度化に伴い「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」や「HACCPに基づく衛生管理」の導入にあたって、食品の衛生試験、店舗・工場の衛生調査・指導、第三者監査および食品の表示点検等を実施する。

4) 検査企画事業

食品関連事業者の品質保証体制の整備を推進するため、国内外の食品工場におけるHACCP（対米・対EU・対中国向けの水産食品加工施設認定）、ISO22000・FSSC22000、中国輸出食品向けのチャイナHACCP等の品質システム導入や製造過程の改善支援等のコンサルティングを継続する。

2020年度はHACCPの制度化に伴い、食品製造事業者の大半を占める中小零細企業と飲食店事業者に対して、HACCP導入のための従業員育成支援や、システム導入支援も実施する。

5) 研修事業

既存セミナーについてブラッシュアップすると共に新規セミナーとして、個別事案の専門的セミナーだけでなく、新たに食品事業に従事する新規人材を対象にした基礎研修を開催し、食品事業者の新人教育支援を実施する。

また、近年依頼が増えている個別企業向けのインハウスセミナーについては、既存セミナーのテキストをカスタマイズして、企業のニーズに対応した従業員育成支援に注力する。

技能試験については、食品工場における微生物試験と放射能試験を対象とした技能評価試験を本年度も実施する。微生物技能試験については、既存の項目に加え新たな試験項目の導入も検討する。また、中国から日本へ輸出する食品企業における微生物試験と残留農薬試験を対象とした技能評価試験を実施すると共に、工場内の衛生管理においても日本の衛生管理手法等のセミナーを実施する。

6) 輸入食品検査事業

食品衛生法に基づく登録検査機関として、同法に定められた製品検査及び輸入事業者の自主検査、検疫所のアウトソーシングに係る試験（残留農薬・動物用医薬品残留試験等）の業務を実施する。

また、業務改善、試験法開発を積極的に進め、効率的な試験法を開発することにより輸入業務の迅速化に貢献する。

7) 一般依頼試験事業

食品関連事業者および関係団体からの依頼を受け、食品等の微生物試験、農薬・動物用医薬品の残留試験、貝毒・カビ毒等の試験に加えて、簡易法（近赤外法）を加えた食品成分試験及び異物鑑定、モニタリング調査等に積極的な対応を図る。さらに健康増進法に基づく登録試験機関として、特別用途食品の許可試験及び近年関心の高い機能性表示食品に関する試験に高い技術力により対応し、食品事業者の発展に寄与する。

(2) 委託事業

食品、飼料（ペットフードを含む）及びこれらの関連物質や環境試料等について、官公庁および関係団体、民間企業からの基礎研究に係る委託を受け、調査、分析、試験法開発等に関する事業を実施する。

4 調査・研究・研修

- (1) 国の研究機関が主催する試験法開発等に係る委員会及び共同実験に積極的に参加する。
- (2) 試験法の開発・改良等に関する研究を行い、その成果を関係学会において発表を行い、試験の技術向上に寄与する。
- (3) 役職員を海外に派遣し、試験・検査・コンサルティングに関連する調査及び情報収集を行い、その成果を各事業に活用する。

5 品質保証

本法人の基本方針に従い、試験、検査に係る品質保証の充実、推進を図る。

- (1) JFIC-QA（本法人の試験の品質保証規程に食品衛生法登録検査機関のGLP、健康増進法登録試験機関のGLPおよびISO/IEC17025に関連させて構築）及びJFIC-QAi（本法人の検査の品質保証規程）の充実、推進を図る。
- (2) 品質保証関係の文書の見直しをすると共に、機器点検等設備（冷蔵庫・冷凍庫の温度点検等）関係の見直しを行い合理化を進める。
- (3) 試験の信頼性を確保するため、次の技能評価試験プログラムへ参加し分析試験技術の向上及び改善を図る。
 - 1) (一財) 食品薬品安全センター主催の食品衛生外部精度管理調査
 - 2) Fera（英国食料環境研究所）主催の食品化学分析等の技能評価
 - 3) (公社) 日本分析化学会主催の食品分析技能試験（放射能）
- (4) 試験機関において未だ少ない微生物技能試験提供機関の認証資格(ISO/IEC17043)の取得を進める。

6 施設・設備の整備計画

(1) 事業所整備計画

各所施設の有効活用を図るため、必要な補修・改修工事を計画、実施することとし、特に関西事業所の老朽化した空調設備について必要な改修工事を進める。また、多様な試験・検査依頼のニーズに応えるため、分析機器等の更新・導入を推進する。

(2) 基幹業務システムの整備計画

受付から証明書・請求書発行までペーパーレスに対応した新基幹業務システムや経営分析に用いる管理会計システムを導入すると共に、その他省力化のためのITシステムの継続的整備を行い、業務の効率化、迅速化を図る。